

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所において納付するものとする。  
 ただし、第1項に規定する遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住所 八代郡鏡町大字塩浜 291 氷川漁業協同組合事務所

(遊漁承認証)

第7条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の遊漁者に迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、組合員が行う漁業に支障を与えてはならない。

3 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別紙様式2号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、ただちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしない。

(附則)

この規則は、平成16年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

様式1号

遊漁承認証

表

裏

N o .

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)

承認期間  
 魚種  
 漁具・漁法  
 遊漁区域  
 遊漁例  
 発行者  
 氷川漁業協同組合 印

注 意 事 項

1. ....  
 2. ....  
 3. ....

様式2号

漁場監視員証

表

裏

N o .

漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

住所	
氏名	( 才)

有効期間  
 発行者  
 氷川漁業協同組合 印

注 意 事 項

1. ....  
 2. ....  
 3. ....

球磨川漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、球磨川漁業協同組合が免許を受けた内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該

漁業権の対象になっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、はえ、うぐい、わかさぎ、もくずかに及び手ながえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網又はタモ網（叉手網を含む。）による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間等の内容を記載した採捕承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網又はタモ網（叉手網を含む。）による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限）

第3条 次の表の（ア）欄に掲げる魚種の、それぞれ（イ）欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ（ウ）欄に掲げる範囲内でなければならない。

（ア）魚種	（イ）漁具・漁法	（ウ）規模
あゆ	竿釣・たも網	（1）制限なし
	刺網	（1）60 統（1 張りの長さは 25 メートル、1 人 5 張りまで） （2）網目の大きさは 2 センチメートル以上（二重以上は認めない。）
	投網	（1）網目の大きさ 2 センチメートル以上
	がっくりがけ 瀬付がっくりがけ	（1）1 人 1 箇所まで
	ほこ突	発射装置のないもの
こい	竿釣・手釣、たも網	（1）1 人 5 本まで
	刺網	（1）20 統（1 張りの長さ 25 メートル 1 人 3 張までとする。） （2）網目の大きさは 15 センチメートルにつき 3 節のものに限る。 （二重以上は認めない。）
	投網	（1）網目の大きさは 5 センチメートル以上
ふな	竿釣・手釣・たも網	（1）1 人 5 本まで
	投網	（1）網目の大きさは 5 センチメートル以上
うなぎ	竿釣・手釣	（1）制限なし
	うなぎかご	（1）1 組 3 本とし、1 人 3 組まで
	うなぎづか	（1）1 人 5 箇所まで（直径 1.5 メートル未満） （2）通常水位で水面以上出ないこと
	ハエナワ	（1）1 張 50 メートルに釣り針 10 本とし、1 人 10 張りまで
おいかわ （はえ）	竿釣・手釣	（1）制限なし
	刺網	（1）1 張の長さは 25 メートル、1 人 3 張迄（二重以上認めない） （2）網目の大きさは 2 センチメートル以上（6 / 1 ~ 12 / 31）と 1.5 センチメートル以上（1 / 1 ~ 2 月末日）
	投網	（1）網目の大きさは 2 センチメートル以上（6 / 1 ~ 12 / 31）と 1.5 センチメートル以上（1 / 1 ~ 2 月末日）
うぐい （いだ）	竿釣・手釣	（1）1 人 5 本まで
	刺網	（1）1 張の長さは 25 メートル、1 人 3 張迄（二重以上認めない） （2）網目の大きさは 3 センチメートル以上
	投網	（1）網目の大きさは 3 センチメートル以上
	いだつき場	（1）1 人 1 箇所まで
手ながえび	竿釣・手釣	（1）制限なし
	タモ網	（1）網目制限なし（但し、径 20 センチメートルまで）

もくずがに	竿釣・手釣	(1) 制限なし
	かにかご	(1) 1人5個まで
	かにうけ	(1) 1人1箇所までとし、支川に限る。
やまめ	竿釣・手釣	(1) 制限なし
わかさぎ	竿釣・手釣	(1) 制限なし

(漁具・漁法別の期間制限)

第4条 次の表の(ア)欄に掲げる魚種の(イ)欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、(ウ)欄に掲げる期間内でなければならない。

(ア) 魚種	(イ) 漁具・漁法	(ウ) 期間
あゆ	竿釣・刺網・投網・たも網(叉手網も含む。)ほこ突	6月1日から12月31日まで
	がっくりがけ 瀬付がっくりがけ	8月1日から12月31日まで 但し、8月1日から9月30日までは次表の区域に限る
こい	竿釣・手網	1月1日から12月31日まで
	刺網	1月1日から2月末日まで
	投網	6月1日から12月31日まで
ふな	竿釣・手釣	1月1日から12月31日まで
	投網	6月1日から12月31日まで
うなぎ	竿釣・手釣	1月1日から12月31日まで
	うなぎかご	6月1日から12月31日まで
	うなぎづか	
	ハエナワ	2月1日から9月30日まで
おいかわ(はえ)	竿釣・手釣	1月1日から12月31日まで
	刺網	1月1日から2月末日まで
	投網	6月1日から12月31日まで
もくずがに	竿釣・手釣	9月1日から12月31日まで
	かにかご・かにうけ	
うぐい(いだ)	竿釣・手釣	1月1日から12月31日まで
	刺網	1月1日から2月末日まで
	投網	6月1日から12月31日まで
	いだ付場	3月1日から5月31日まで
手ながえび	竿釣・手釣	1月1日から12月31日まで
	たも網	6月1日から12月31日まで
やまめ	竿釣・手釣	3月1日から9月30日まで
わかさぎ	竿釣・手釣	1月1日から12月31日まで

次表

魚種	区域
あゆ	1) 球磨郡錦町錦大橋下流端から下流右岸同郡相良村、左岸同郡錦町木綿葉大橋上流端までの区域 2) 万江川吐合口(左岸人吉市中神町小柿第1排水樋管排水口上流側境界線とその延長線上の右岸同町に設置した標柱とを結んだ線)から下流同町天狗橋上流端までの区域 3) 右岸球磨郡球磨村、左岸葦北郡芦北町大瀬橋下流端から下流右岸球磨郡球磨村、左岸葦北郡芦北町大野大橋上流端までの区域 4) 球磨郡相良村六藤橋下流端から下流同村観音上流端までの区域 5) 球磨郡相良村境田橋下流端から下流同村柳瀬橋上流端までの区域

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、熊本県内水面漁業調整規則の規定による遊漁禁止区域及び、組合と各市町村の協議によって指定する遊漁禁止区域内での遊漁を